

令和7年12月吉日

各保育給付認定保護者の皆様



社会福祉法人なでしこ会

令和6年度施設型給付費等（公定価格）の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保育給付認定保護者について、「本園に係る各保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

具体的な額を確認されたい場合は、お手数ですが個別にお問い合わせいただければと思います。

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みが「法定代理受領」です）。

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、今般ホームページに掲載することで、令和6年度の実績報告をするものです。

（あくまで実績をお知らせするものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和7年10月10日

なでしこ保育園

様

熊谷市長 小林 哲也
(公 印 省 略)

令和6年度の公定価格の額について

貴施設（事業）における令和6年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保 育 標 準 時 間 認 定	4月	235,170円	140,900円	80,450円	61,950円
	5月	235,020円	140,750円	80,300円	61,800円
	6月	234,850円	140,580円	80,130円	61,630円
	7月	234,700円	140,430円	79,980円	61,480円
	8月	234,530円	140,260円	79,810円	61,310円
	9月	234,460円	140,190円	79,740円	61,240円
	10月	234,460円	140,190円	79,740円	61,240円
	11月	234,460円	140,190円	79,740円	61,240円
	12月	234,530円	140,260円	79,810円	61,310円
	1月	234,460円	140,190円	79,740円	61,240円
	2月	234,460円	140,190円	79,740円	61,240円
	3月	239,230円	144,960円	84,510円	66,010円
保 育 短 時 間 認 定	4月	230,850円	136,580円	76,130円	57,630円
	5月	230,700円	136,430円	75,980円	57,480円
	6月	230,530円	136,260円	75,810円	57,310円
	7月	230,380円	136,110円	75,660円	57,160円
	8月	230,210円	135,940円	75,490円	56,990円
	9月	230,140円	135,870円	75,420円	56,920円
	10月	230,140円	135,870円	75,420円	56,920円
	11月	230,140円	135,870円	75,420円	56,920円
	12月	230,210円	135,940円	75,490円	56,990円
	1月	230,140円	135,870円	75,420円	56,920円
	2月	230,140円	135,870円	75,420円	56,920円
	3月	234,910円	140,640円	80,190円	61,690円

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中で退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要がある。